

序章 島田市環境報告書の概要

1 環境報告書の目的と役割

本市では、「島田市環境基本計画」に基づき、様々な環境に関する施策を実施しています。これらの施策の実施状況について、島田市環境基本条例第8条に基づき、年次報告書である「島田市環境報告書」を作成し、公表しています。

「島田市環境報告書（平成27年度版）」は、平成26年度における各種の環境施策の実施状況や環境測定の結果による市内の環境の現状等について取りまとめ、市民の皆様へ報告するものであるとともに、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の進捗状況を把握し、検証するための資料となるものです。

2 島田市の環境行政

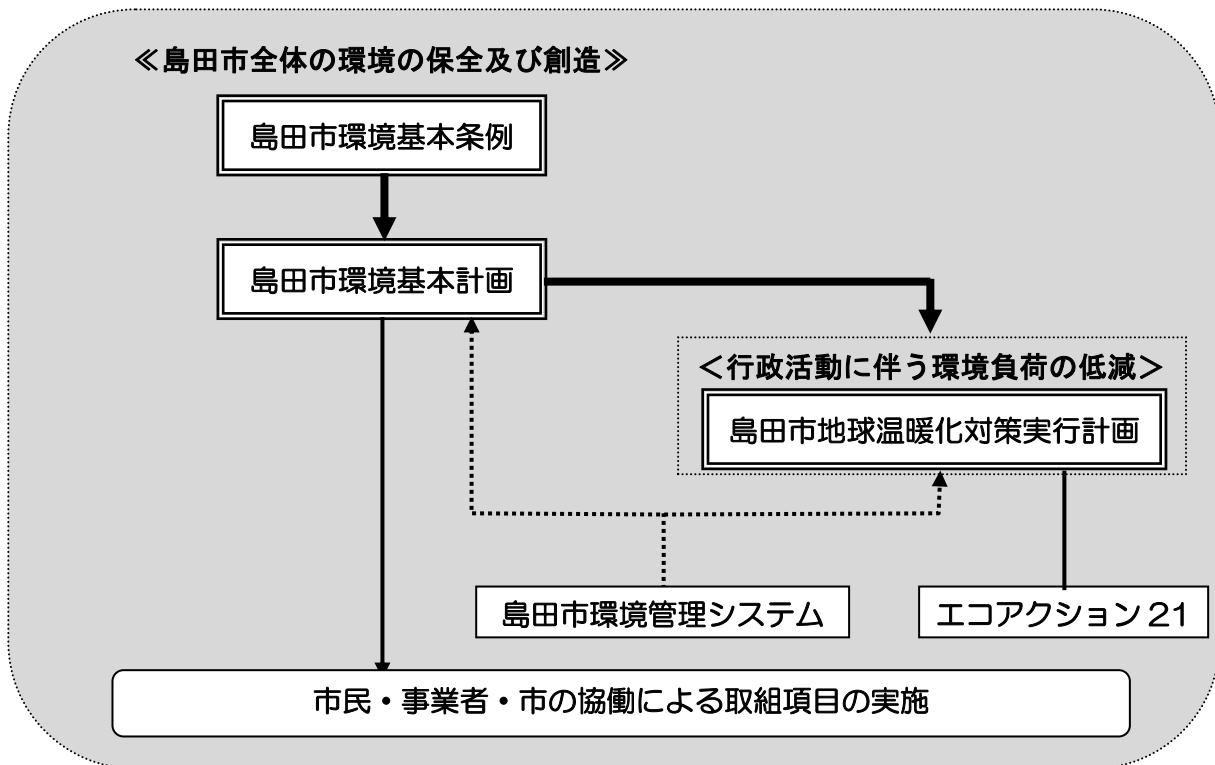
2-1 環境行政の枠組み

本市の環境行政は、島田市環境基本条例に基づき、市全体の環境の保全及び創造に向けた基本的な姿勢及び取組を「島田市環境基本計画」として定め、各種の環境施策を推進しています。また、行政としての率直的な実行計画である「島田市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減抑制を図っています。

計画をより効果的・効率的にするために、平成21年1月に島田市役所として環境マネジメントシステムである「エコアクション21」を認証登録しました。

環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の着実な推進と円滑な運用を図るため、「島田市環境管理システム」を構築し、継続的な改善を図りながら進行管理を行っています。

環境行政の枠組み（イメージ）



2-2 島田市環境基本計画

今日の地球温暖化に代表される地球環境問題は、日々その深刻さや複雑さを増してきています。加害者と被害者とがはっきりと目に見え、その問題範囲も限定されていた公害問題と違い、現在の環境問題は「大量生産・大量消費・大量廃棄」という我々自身の生活のあり方に起因する、いわば私たち自身が加害者であり被害者でもある問題となっています。

これらの問題を乗り越え、私たちの社会システムを持続可能なものに転換していくためには“Think globally, Act locally（地球規模で考え、地域で行動する）”の言葉どおり、私たち一人ひとりが地球全体のことを考えながら、地域から価値観や思考・生活スタイルを転換するための地道な取組を自発的に行っていかなければなりません。

このような状況を踏まえ、本市では、平成13年3月に「島田市環境基本条例」を定め、平成15年3月に「島田市環境基本計画」を策定しました。また、計画期間の中間年にあたる平成20年度には、計画の進捗状況を把握・評価することにより、計画の取組項目や指標等を見直す「中間見直し」を実施し、環境基本計画第3章の一部改訂を行いました。

計画期間の満了に伴い平成24年度末には、社会動向の変化や新たな課題に対応し、本市の良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、新たな「第2次島田市環境基本計画」を策定しました。平成25年度からは、同計画に基づき、様々な環境施策や環境に配慮した取組を推進しています。計画の概要は下記のとおりです。

第2次島田市環境基本計画の概要

(1) 計画の期間

計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。

なお、社会経済及び環境の状況の変化や、計画の進捗状況並びに他の計画等との整合を図るため、平成30年度に中間見直しを実施します。

(2) 計画の対象とする環境の範囲

計画の対象とする環境分野は、自然環境、生活環境、資源循環、地球環境、環境教育・環境保全活動とします。

(3) 計画の対象地域

計画の対象地域は、本市全域とします。

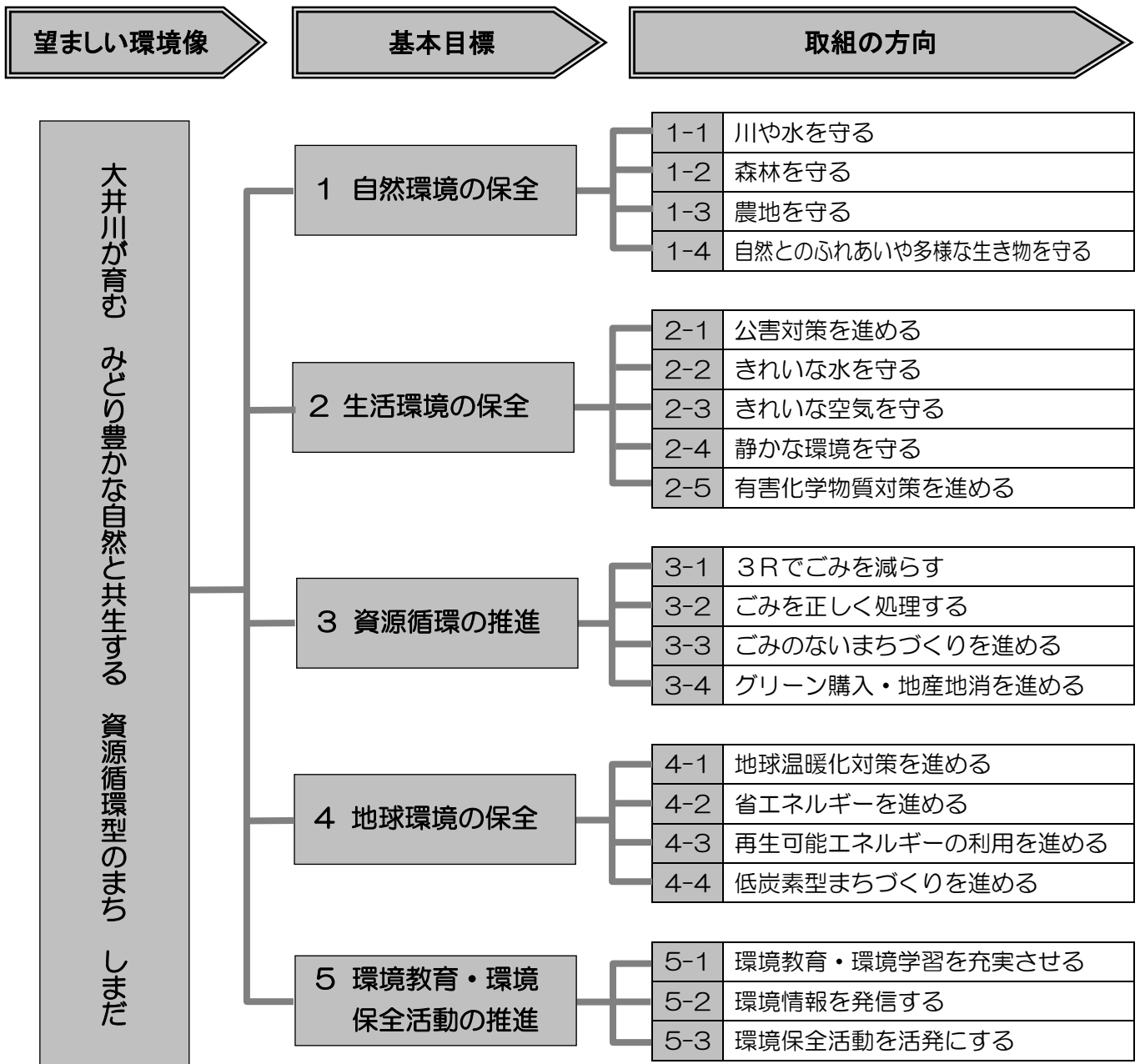
ただし、地球温暖化や水資源などの課題については、必要に応じて広域的に対応します。

(4) 計画の推進主体

計画を推進する主体は、市・市民・事業者とします。

各主体は、島田市環境基本条例に規定されている責務を果たすとともに、互いに連携し、一体となって計画の目標の達成に向けて協力していくことが必要です。

第2次島田市環境基本計画の体系



※第2次島田市環境基本計画の本編は、島田市ホームページや情報公開コーナー（島田市役所、金谷南支所、金谷北支所、川根支所）をご覧ください。

2-3 島田市地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）第20条の3では、地方公共団体に対して、当該地方公共団体の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減抑制のための計画の策定・公表を義務付けています。

本市では、既存の率先実行計画であった「島田市（庁舎等）における環境対策行動プラン」を発展させ、平成16年3月に「島田市地球温暖化防止実行計画」（計画期間：平成16年度～22年度）を策定し、市役所の地球温暖化対策を推進してきました。

平成23年3月には、計画期間の満了に伴い、第2期計画にあたる「島田市地球温暖化対策実行計画」（計画期間：平成23年度～27年度）を策定し、市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいます。

全体目標：温室効果ガス排出量を、平成21年度を基準として平成27年度までに5%削減する



取組方針	取組目標	目標値 (平成27年度)
①施設におけるエネルギーの有効利用	◎電力の使用量（※1）	5%削減
	◎A重油の使用量	5%削減
	◎灯油の使用量	5%削減
	◎LPガスの使用量	5%削減
	◎都市ガスの使用量	—（※2）
②自動車におけるエネルギーの有効利用	◎ガソリンの使用量	5%削減
	◎軽油の使用量	5%削減
③水の有効利用と健全な水循環の形成	○水の使用量	5%削減
④事務用品の購入・使用における環境配慮	○用紙の使用量 (総務課集中管理分) A4版換算	12%削減
	○グリーン購入率	100%
⑤廃棄物の減量化・リサイクルの推進	○可燃ごみ排出量	10%削減
⑥化学物質等の適正管理	◎代替フロン封入機器廃棄時の適正回収率	100%
	○特定フロン封入機器廃棄時の適正回収率	100%
⑦公共工事に伴う環境負荷の低減	○建設廃材の再資源化率	95%

◎：温室効果ガス排出量の削減に直接関わる項目

※1：電力使用量は、電力事業者等より購入している電力量

※2：都市ガスは、二酸化炭素排出係数が小さく燃料転換の受け皿となるため、削減目標を設定していない。

2-4 エコアクション21

エコアクション21とは、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する」ための方法として、環境省が策定した環境マネジメントシステムで、中小企業、学校、公共機関などの幅広い事業者を対象としています。

エコアクション21では、PDCAサイクルを基本としており、取組の不足している点や見直しが必要な箇所を的確に把握し、「継続的改善」を図っていくことを目的としています。エコアクション21は、環境への取組の推進だけでなく、光熱水費などの経費の削減なども可能となっています。

本市では、事業者としての温室効果ガス排出量の削減を含む環境配慮活動について、前記のとおり「島田市地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定しています。実行計画で定めている温室効果ガス排出量の削減をさらに促進するため、平成21年1月に島田庁舎・第二庁舎・第三庁舎を範囲として、エコアクション21を認証取得しました。

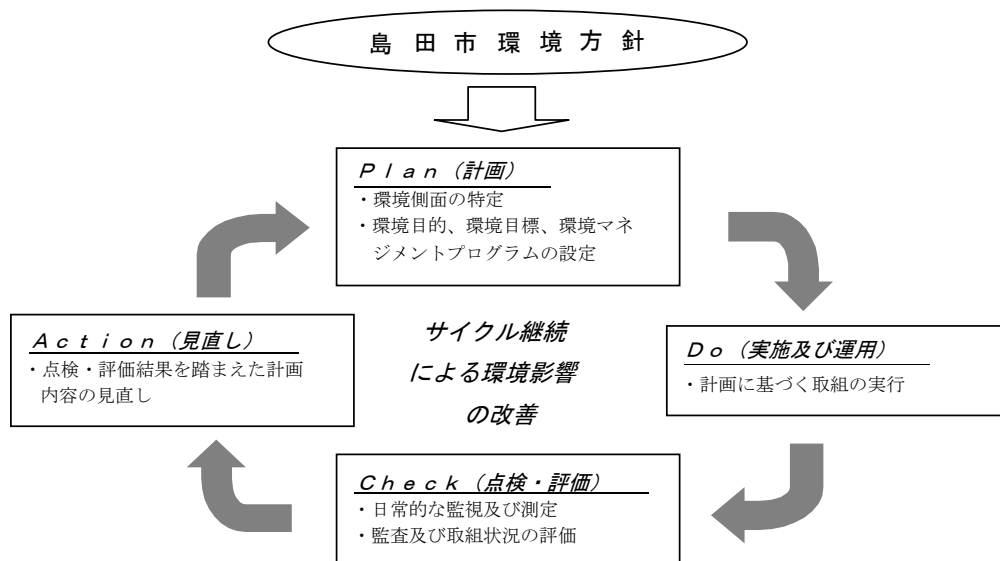
その後も、中間審査、更新審査に併せて、段階的に認証・登録範囲を拡大し、平成24年度には対象となる全ての施設について認証・登録を取得しました。

また、本市では、事業所における地球温暖化防止に向けた取組を促進するため、エコアクション21認証取得セミナーを開催し、市内事業者のエコアクション21認証・登録を支援しています。平成26年度末時点で、市内74事業所（累計）が認証取得しています。

2-5 島田市環境管理システム

本市では、「島田市環境方針」（環境保全に対する組織の基本的な姿勢）に基づき、各計画の円滑かつ効果的な進行管理を行うために島田市環境管理システムを構築しています。

PDCAサイクル（Plan（計画）→Do（実施及び運用）→Check（点検・評価）→Action（見直し））に沿って取組を実践・評価することにより、継続的に改善していくものです。



島田市環境方針

<基本理念>

島田市は、環境基本条例の基本理念に基づき、全職員が一丸となって全ての行政活動において、地域環境と地球環境の保全と創造のため、率先してその役割を担っていきます。

- ・すべての市民は、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって適切に維持され、人と自然とが共生できるような多様な自然環境を、体系的に保全及び創造しなければならない。
- ・すべての市民は、地球環境の保全が自らの課題であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的とした取組を、自主的かつ積極的に行わなければならない。

～「島田市環境基本条例 第3条（基本理念）」より～

<環境方針>

- 1 市民、事業者、行政の協働のもと、島田市環境基本計画に基づいて環境の保全及び創造に配慮した施策と事務事業における取組を推進します。
- 2 重点的に省資源、省エネルギー、廃棄物の減量とリサイクル、環境に配慮した物品の購入に取り組み、地球温暖化対策を推進します。
- 3 これらの取組については、具体的な目標と目標達成期間を定め、定期的に見直すとともに、継続的な改善活動を行います。
- 4 そのため、全職員が参画し環境経営のための組織運営体制を構築し、各自の役割と責任の所在を明確化し、自主的な活動を行います。
- 5 環境関連法令を遵守し環境汚染の予防に努めます。
- 6 環境方針及び環境経営システムに基づく活動の結果については全職員に周知するとともに、広く市民へも公表し、情報の公開と交流に努めます。

平成 25 年 5 月 29 日

島田市長

染谷 絹代